

定 款

株式会社 リード

株式会社 リード 定 款

第 1 章 総 則

第 1 条 当社は株式会社リードと称する。

第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 自動車用部品の製造ならびに販売
2. 農業機械用部品の製造および購入ならびに販売
3. 建設機械用部品・建設資材の製造および購入ならびに販売
4. 電気器具・電子機器・キャビネット類の製造および購入ならびに販売
5. 音響機器ケース類の製造および購入ならびに販売
6. 遊戯・遊具機器部品の製造および購入ならびに販売
7. 板金加工ならびに樹脂加工
8. 土地建物の売買および賃貸
9. 自転車駐車場の建設、自転車駐車設備の製造および設置工事、販売ならびに駐輪場の経営
10. 前各号に関連する一切の事業

第 3 条 当社は本店を埼玉県熊谷市に置く。

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

第 5 条 当社の公告は電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事情により電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

第 6 条 当社の発行可能株式総数は 500 万株とする。

第 7 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

第 8 条 当社の単元株式数は 100 株とする。

第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 10 条 当社は株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

- 3 当会社の株主名簿、新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備え置きに関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。

第 11 条 当会社の株式に関する取扱および手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株 主 総 会

第 12 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

第 13 条 定時株主総会は、毎決算期から 3 ヶ月以内にこれを招集し、臨時総会は必要ある場合は随時招集する。

- 2 総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集する。

第 14 条 総会の議長には取締役社長が当たり、取締役社長に事故あるときは、取締役会で予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

第 15 条 当会社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものと見做すことができる。

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

第 17 条 総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 4 章 取締役および取締役会

第 18 条 当会社の取締役（監査等委員である者を除く。）は、8 名以内とする。

- 2 当会社の監査等委員である取締役は、4 名以内とする。

第 19 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- 3 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

第 20 条 取締役（監査等委員である者を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとする。

第 21 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第 22 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する限度額の範囲内とする。

第 23 条 取締役会はその決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができる。

2 取締役会長、取締役社長および専務取締役は会社を代表する。

3 取締役社長は、取締役会の決議に従い業務の執行を指揮統括し、取締役社長事故あるときは取締役会で予め定めた順序に従い、他の取締役が社長の職務を代行する。

4 取締役会はその決議によって執行役員若干名を選任することができる。

第 24 条 取締役は取締役会を構成し、取締役会は特に法令又は定款に定める事項のほか、当会社の業務執行に関する重要事項を決定する。

第 25 条 取締役会は必要に応じ取締役社長がこれを招集する。

2 各取締役は、議題および理由を付した書面を提出して、取締役社長に対して取締役会の招集を請求することができる。

3 監査等委員会の選定する監査等委員である取締役は、取締役会を招集することができる。

第 26 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催できる。

第 27 条 取締役会の議長には取締役社長が当たり、取締役社長に事故あるときは取締役会で予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

第 28 条 取締役会の決議は議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2 当会社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものと見做す。

第 29 条 緊急の要件であって取締役会に付議できないときは、取締役社長はこれを臨機処置することができる。ただし、この場合には処置後取締役会を招集してその承認を得なければならない。

第 5 章 監査等委員会

第 30 条 監査等委員会は、監査等委員である取締役で組織する。

2 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員である取締役を選定することができる。

第 31 条 監査等委員会は必要に応じ各監査等委員である取締役がこれを招集する。

第 32 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員である取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員である取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

第 33 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第 6 章 会計監査人

第 34 条 会計監査人は、株主総会の決議によってこれを選任する。

第 35 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものと見做す。

第 36 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する限度額の範囲内とする。

第 7 章 計 算

第 37 条 当社の事業年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

第 38 条 当社の期末配当の基準日は毎年 3 月 31 日とする。

2 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

以 上

令和 3 年 2 月 25 日現在